

諮問事項 第2

林地開発の許可をしようとするときの  
県森林審議会の意見の取扱いについて

## 林地開発の許可をしようとするときの県森林審議会の意見の取扱いについて(案)

森林法第10条の2第1項の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林の開発行為の許可をしようとするもののうち、1件10ヘクタール未満の林地開発行為については、許可後、森林審議会に報告することにより、森林法第10条の2第6項の規定による森林審議会の意見を聴取したことに替えることができるものとする。

1 地方分権一括法について

- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年7月16日公布)に基づき森林法(昭和26年6月26日法律第249号)の改正が行われた(平成12年4月1日施行)。
- この改正により、同法第10条の2の林地開発許可については、国の機関委任事務から自治事務となり、現行の通達は、拘束力がなくなり、通達に替わって県の主体的判断により基準を定めることが必要となった。

<改正前>

<改正後>

機関委任事務

自治事務

自治事務とは、自治体が主体的に処理すべき事務で、機関委任事務には認められなかった条例制定権が法令に反しない限り認められる。

2 これまでの森林審議会への諮問の取扱い

☆ 平成3年4月26日 森林法(昭和26年6月26日 法律 第249号)の改正

第10条の2第6項

都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければならない。

\* 第1項の許可とは、「林地開発許可」をいう。

↓

☆ 平成3年7月25日 「開発行為の許可基準の運用細則について」の改正

(昭和49年10月31日 49林野治第2521号  
林野庁長官から各都道府県知事あての通達)

<要旨>

都道府県森林審議会の意見の聴取に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聞いて、個別事案について意見の聴取を要しない基準を定め、この基準に該当する場合には個別に森林審議会の意見を聴取しないこととして差し支えない。

↓

☆ 平成3年9月11日の神奈川県森林審議会の議決を受けて次のとおり基準を定めた。

林地開発許可に係る取扱いについて(基準)

<要旨>

1件10ヘクタール未満の行為については、許可後、森林審議会に報告することにより、同条第6項の規定による神奈川県森林審議会の意見に替えることができるものとする。(森林審議会の議決)

↓

開発行為にかかわる森林の土地の面積が10ヘクタール以上の場合、森林審議会へ諮問する。(林地開発事務取扱要領)



### 3 都道府県の森林審議会への諮問状況と今後の取扱い

- 全ての都道府県において、森林審議会へ諮問する面積を基準を設けている。

区 分	都道府県数	関東地区の該当都県
20ha 以上	2	
10ha 以上	38	埼玉、茨城、栃木、群馬、 千葉、 神奈川
5ha 以上	7	東京都

- 他都道府県において、平成 12 年 4 月 1 日以降も引き続き同様の取扱いとする予定である。

### 4 法的解釈(県の顧問弁護士の見解)

- 森林審議会で論議され、その結果、10ha 未満の開発行為について、包括的報告をもって意見を聞いたとする判断が決定されれば、その取扱いに基づいて県が手続きを実施したとしても、法的な瑕疵はないものと考えられる。

### 5 林地開発の許可実績と見通し

(単位：件)

面 積 \ 年 度	10ha 未満	10ha 以上	計
平成 7 年度	3		3
平成 8 年度	6		6
平成 9 年度	4		4
平成 10 年度	2	1	3
平成 11 年度	4		4
計	19	1	20
平成 12 年度 (予定)	4	4	8

平成12年3月30日

神奈川県知事 岡崎 洋 殿

神奈川県森林審議会  
会長 岩本 直通



神奈川県地域森林計画の一部変更及び林地開発の許可をしようとするときの県森林審議会の意見の取扱いについて（答申）

平成12年3月24日付け林第387号をもって諮問のありました標記について当審議会において審議した結果、諮問のとおりで差し支えありません。

なお、今回の諮問事項のうち、林地開発の許可をしようとするときの県森林審議会の意見の取扱いについては、以下の事項に留意してください。

- 1 今回の答申では、1件10ヘクタール未満の林地開発行為については、許可後に県森林審議会に報告することにより意見の聴取に替えることができることとしますが、その際の面積要件については将来的には状況に応じた見直しができるよう配慮してください。